

## 一般社団法人神奈川県剣道連盟審判員選考委員会規則(案)

第1条 審判員選考委員は会長の付託により審判員選考委員会(以下選考委員会)において審判員を選考し、会長が委嘱する。

第2条 選考委員は9名とする。

第3条 委員長は会長とし、委員中5名は会長が選任、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 委員のうち3名は下記の段審査地区に属する支部より各1名を选出、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

地区割:相模原・湘南地区、横須賀地区、小田原地区

第4条 審判員候補者は会長が提案するほか、各委員も提案することができる。

第5条 選考委員会は委員長が議長となり、審議された事項は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 議事録作成のために必要な事務局員が陪席することができる。

3 議事録要旨は理事会において報告するほか、HP上において公開する。

4 議事録は文書で5年間、電子的方法で10年間事務局に保管する。

第6条 審判員は70歳以下の会員より選出し、90名以内とする。

2 審判員は原則として七段以上とする。

第7条 大会における審判員は選考委員会の選考に基づき、会長が大会毎に委嘱する。

2 大会に審判長及び試合場毎に審判主任をおく。

3 **大会により副審判長を置くこともできる。**

4 審判長、**副審判長**は審判員経験者とするが、年齢に制限されない。

5 審判長、**副審判長**は会長が**幹部会**において検討の上、委嘱する。

6 審判主任は選考委員会において選定された審判員より会長が**幹部会**において検討の上、委嘱する。

7 審判長、審判主任、審判員の任務、権限等は全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、同細則による。

8 **副審判長は審判長を補佐する。**

**第 8 条** 定款第 29 条第 1 項及び第 3 項並びに第 31 条の規定は、審判員選考委員、審判員にも準用する。

**第 9 条** この規則に定めがない事項に関しては会長と相談の上、委員会において決定し、総会の了承を得る。

**第 10 条** 本委員会の議事録作成の他、事務業務は当法人事務局が担当する。

**第 11 条** この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規約は法人設立時より有効とする。 令和00年00月00日